



金融の円滑化と中小企業支援策について

平成25年5月31日
福岡財務支局

(お問い合わせ先)

福岡財務支局 理財部 金融調整官

TEL 092-411-7281

金融の円滑化と中小企業支援策について

(1) 地域金融機関における円滑化法終了後の対応にかかる申合せの実施状況(営業現場や顧客への周知状況も含む)

- 各業界の申合せに沿った適切な対応を行うよう各金融機関に対して繰り返し要請。また、トップヒアリング等において取組状況をフォローアップ。
- ✓ 金融機関の対応
 - ・ 「円滑化法終了後においても対応に変更はない」旨の文書を発出し、営業の第一線まで周知
顧客に対しては、HPへの掲載や営業店窓口での説明のほか、条件変更先を個別に訪問するなどの取組みも実施
 - ・ 経営改善のサポート態勢を強化するため、組織体制の見直しや外部機関との連携を強化
 - 高度で専門的な分野(医療・介護や事業承継等)のコンサルティングを行う部署の新設
 - 事業再生・経営改善支援の所管部署を「グループ」から「室」に格上げし、人員を増強
 - 税理士や弁護士等との連携に加えて、中小企業診断士協会とも業務提携
 - ・ 支援先を拡大するため、自行メイン先に限らず、他行メイン先であっても積極的に支援する体制を構築
 - ・ 円滑化法終了後も条件変更に応じているほか、条件変更先に対する新規融資の取組みもみられる。

(2) 「中小企業等金融円滑化相談窓口」の対応状況等

- ✓ 2月開催の説明会やテレビニュース等で放送された効果もあり、窓口設置(2月25日)直後に相談受付が集中したが、4月に入り落ち着いた動きとなっている。
- ✓ 更なる利用促進に向けて、一層の広報・周知活動が必要。

当局独自で取り組んでいる周知活動

- 地元商店街組合に対して地域活性化の観点も踏まえた説明及びパンフレット配付
- 中小企業団体中央会所属の主要組合事務局窓口へのパンフレット配付
- 福岡国税局管内全税務署窓口へのパンフレット配付
- 九州北部税理士会の各支部での講演
- 福岡県弁護士会での講演
- マスコミを活用した広報活動 (NHK福岡・長崎、テレビ西日本、テレビ長崎)

各税務署に合計3,000部のパンフレットを配付

10支部 延約740名の税理士へ周知

中小企業法律支援センター所属の弁護士 約50名へ周知



～地域における主な相談窓口等との連携～

主な「相談窓口」設置機関との連携

気軽に照会や相談ができる関係構築が重要

九州経済産業局

経済産業局中小企業金融室と窓口連携について、意見交換を実施。

中小企業再生支援協議会

訪問・電話による意見交換の実施や支援協議会主催会議へ積極的に参加するなど日頃より密接に連携。

地方自治体支援担当課及び支援ネットワーク

地域の支援ネットワークの活用等について、随時、打ち合わせを実施。

商工会議所や中小企業団体中央会等の商工団体

商工団体主催の各種研修会に出向き、講演や意見交換を積極的に実施。

その他(政策金融公庫、商工中金、保証協会、中小企業基盤整備機構)

金融機関に関する事案は、財務局窓口の活用を要請

連携強化(各相談窓口毎の役割の明確化)

福岡財務支局
中小企業等金融円滑化相談窓口

金融機関

指導

支援

相談



中小企業

相談

再生支援、経営改善支援、助言等

各相談窓口との連携にかかる今後の課題

- ①政府系金融機関との連携や各種セーフティネット資金の活用方法など、直接監督権限の及ばない分野との連携
- ②再生支援協議会との連携において、なお一層、財務局が関与するための方策が必要
- ③「認定経営革新等支援機関」との連携及び活用